

不動産コンサルティング・専門教育のご案内

鹿児島県不動産コンサルティング協議会
会長 中馬 敏夫

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、不動産コンサルティング専門教育を下記により開催いたします。

この専門教育は、不動産コンサルティングに関する分野毎にコースを設定し、公認不動産コンサルティングマスターの幅広い高度な知識・技能と業務執行能力を養成する目的で実施するもので、「公認不動産コンサルティングマスター認定」の更新要件の対象でもあります。

なお、来年度の鹿児島県での専門教育の開催は未定です。

記

講義内容 有効活用コンサルティングの実務コース

個人の相続対策や法人の遊休地の活用策として使われている土地有効活用は、「減損会計」導入と共に新たなニーズが広がりつつあります。その有効活用の代表的手法である「事業受託方式」と「等価交換方式」について、初歩から専門知識まで、具体的事例を基に実践形式で学びます。また、コンサルタントの存在感を最も発揮できる「複数の地権者の権利調整による事業化」について実務のポイントを押さえます。

- ◆日 時 令和6年1月16日（火）10時～16時50分（受付 9時～）
- ◆会 場 公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会 6階研修ホール
（鹿児島市上之園町24-4）
- ◆講 師 武井 宣正 氏（リッツェル・コンサルタンツ代表）
- ◆受講料 21,000円（資料代、消費税込み）

申込方法

- ①別紙の「受講者カード」に必要事項を記入してください。
- ②受講料（21,000円）を次の口座にお振込みください。

鹿児島信用金庫 甲南支店 普通預金 口座番号7513554
鹿児島県不動産コンサルティング協議会 会長 中馬敏夫（チウマノブオ）

※振込手数料は受講者負担でお願いします。
- ③「受講者カード」と「受講料振込済の写し」を099-257-1452へFAXしてください。
- ④申込締切日は令和5年12月20日（水）です。

お問い合わせ先

鹿児島県不動産コンサルティング協議会事務局（鹿児島県宅建協会内）
TEL 099-252-7111 FAX 099-257-1452

※不動産コンサルティングマスター有資格者（既に更新要件を充足している方を含む）にご案内しています。更新要件の充足状況は（公財）不動産流通推進センターHP内のマイページでご確認ください。

不動産マスター・専門教育

【有効活用コンサルティングの実務コース】カリキュラム

	時間帯	科目	内容
時間割	10:00～10:10 (10分)	開講の挨拶	
1時限	10:10～11:00 (50分)	第1章 事業受託方式について	事業受託方式の仕組み、業務の手順と各段階の留意点及び事業成立の基本的要件をおさえます。
	11:00～11:10	休憩 (10分)	
2時限	11:10～12:00 (50分)	第2章 事業受託コンサルの実務	事例をもとに、企画提案書の具体的内容と事業収支計画の立て方を学びます。
	12:00～13:00	昼食 (60分)	
3時限	13:00～13:50 (50分)	第3章 等価交換方式について	等価交換方式の仕組み、業務の手順と部分譲渡方式などの各方式の内容や留意点を確認します。
	13:50～14:00	休憩 (10分)	
4時限	14:00～14:50 (50分)	第4章 等価交換コンサルの実務	事例をもとに、完成した建物の床配分の考え方とその手法、更に等価交換の税務をおさえます。
	14:50～15:00	休憩 (10分)	
5時限	15:00～15:50 (50分)	第5章 事業受託・等価交換複合方式について	それぞれの事業収支の意味、事業収支の比較をもとに複合方式提案のメリットをつかみます。
	15:50～16:00	休憩 (10分)	
6時限	16:00～16:50 (50分)	第6章 複数の地権者の権利調整による事業化 第7章 最近注目されている有効活用コンサルティング	コンサルの存在感を最も発揮できる複数地主の取りまとめを、実際の具体例をあげて事業のポイントをおさえます。 また、最近注目されている有効活用コンサルティングも押えます。